

食安監発0430第2号
平成22年4月30日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」(平成20年8月8日付け食安監発第0808007号医薬食品局食品全部監視安全課長通知)により、下記施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するよう通知したところです。

今般、本事例に関して、米国農務省から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、下記出荷施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、下記出荷施設において処理される牛肉等のうち、平成22年4月29日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成22年4月30日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来通り、平成19年6月13日付け食安監発第0613001号に基づいて取り扱うこととします。

記

出荷施設：カーギル社 ドッジシティ工場（施設番号86K）